

【指定相談の流れ】

< 4月1日付で指定する場合のスケジュールの目安 >

月	実施事項
11月	<p>①指定協議説明会の申し込み（フォーム）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・説明会は年4回開催予定です。 ・開催時期は東京都障害者サービス情報のお知らせ欄に掲載します。 ・通知文を確認し、申請期間内に申請フォームから申し込みください。 <p>②基準説明動画の視聴（指定申請に係る諸手続きについて説明）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定協議説明会に申込みいただいた事業者に配信動画URLをお送りします。 ・制度概要、基準及び事業計画書に記載する事項等についてご理解いただきます。 <p>③動画視聴アンケートの提出（メール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・動画視聴後、お示しする提出期限までに動画視聴アンケートをご提出ください。
12月 ～1月	<p>④事前調査シート、図面及び事業計画書の提出（メール）※指定月の4月前の月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・4月1日指定を受ける場合は12月末までにご提出いただく必要があります。 ・事業計画書は、誰が読んでも理解できるよう具体的に記載願います。 ・詳しい書き方は説明会動画及び「事業計画書に記載すべき事項」をご確認ください。 <p>⑤事業計画書添付資料の提出（メール）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・④及び⑤のご提出の1週間後から来訪相談を受けることが可能です。 <p>⑥事業計画書の来訪相談（日程調整後來訪）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご提出いただいた事業計画書等の内容について、ヒアリングと今後の指定相談の進め方等についての説明を行います。 ・適正な運営が見込めるものであるか、確認させていただきます。 ・修正等を要する箇所にコメントを付して説明し、メールで返信します。 <p>⑦事業計画書の受領（メール）※指定月の3月前の月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・適正な運営が見込めると判断された場合、事業計画書を受領します。 ・指定月の3月前の月末が事業計画書の提出期限となります。 <p>⑧来訪による指定相談（事業計画書）※必要な場合のみ</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪相談及び事業計画書の内容のヒアリングの結果、障害福祉サービスの基準や趣旨を理解されていない場合は、追加で来訪による指定相談を継続する場合があります。
2月	<p>⑨指定申請書の提出（郵送）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・来訪予定日の3営業日前までにご提出ください。 ・書き方やつづり方は説明会動画及び「指定申請等の手引き」をご確認ください。 <p>⑩指定申請書の来訪相談（日程調整後來訪）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ご来訪いただき、指定申請書類について確認及びご修正いただきたい内容を説明し、付箋やコメントを付した指定申請書をお返しします。 <p>⑪指定申請書の受領（郵送）※指定月の2月前の月末</p> <ul style="list-style-type: none"> ・指定申請書類に不備がないことが確認できたら、指定申請書を受領します。 ・指定月の前々月末が指定申請書類の提出期限となります。
3月	<p>⑫現地確認</p> <ul style="list-style-type: none"> ・設備基準や運営基準を満たしているか、現地で確認します。 ・現地確認当日までに、備品の搬入や内装工事等を終えて事業所（施設）として使える状態にしておいてください。

事業者指定（4月1日付け）